

5 長行（情審）第 1 号

令和 5 年 8 月 7 日

長久手市長 吉田一平 様

長久手市情報公開審査会



公文書一部公開決定についての審査請求について（答申）

令和 5 年 5 月 3 1 日（5 長行第 1 3 8 号）付けで諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号 5 長行（情審）第 1 号

(別紙)

諮問番号：5長行（情審）第1号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が、本件審査請求の対象となる公文書を一部公開することとした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 公開請求者（以下「請求者」という。）は、令和5年3月10日、長久手市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項に基づき、実施機関である市長（以下「実施機関」という。）に対し、リニモテラス公益施設に関して、リニモテラス公益施設指定管理者であるリニモッテ（
の2社で構成される共同事業体）が提出した①公募時の提案書②令和3、4年の年度計画書③令和3、4年度の年度報告書の公開請求を行った。
- 2 実施機関は、令和5年3月30日、株式会社に対して、条例第14条第1項に基づき、①リニモテラス公益施設提案書②令和3年度リニモテラス公益施設事業計画及び令和4年度リニモテラス公益施設事業計画③リニモテラス公益施設令和3年度事業報告（以下、これらを総称して「本件公文書」という。）の公開に関する意見照会書を送付した。
株式会社は、同月31日、会社名、所在地を除き公開に反対する意見書を実施機関に提出した。
- 3 実施機関は、令和5年4月14日、条例第6条第2号に定める個人に関する情報及び条例第6条第3号アに定める法人等事業活動情報であるとして、同日付けで本件公文書の一部公開決定通知書記載の「公開しないこととした部分」を非公開とし、その他の情報を公開する旨の公文書一部公開決定（条例第7条第1項）をし（以下「本件決定」という。）、同日付けで条例第

14条第3項に基づき[redacted]株式会社に本件決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を通知した。

- 4 令和5年4月20日、[redacted]株式会社及び株式会社[redacted] [redacted]（なお、同年5月17日付け補正）（以下「審査請求人ら」という。）は、市長に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく不服審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、併せて公開の実施の執行停止を申し立てた（同法第25条第2項）。

本件審査請求において審査請求人らが主張する不服の対象たる情報は、本件公文書のうち一部公開された部分全てであった。

同年4月20日に市長は、本件公文書の一部公開された部分の全ての公開の実施について、市長が最終的な判断を決定するまでの間、執行停止の決定をし、その旨を審査請求人ら及び請求者に通知した。

- 5 市長は、当審査会に対し、令和5年5月31日に条例第18条に基づき本件審査請求について審査の諮問をした。

第3 審査請求人らの主張

1 審査請求の趣旨

令和5年4月14日付け5長行第54号により実施機関が行った文書公開決定処分のうち「公開決定をした公文書に記録されているあなたに関する情報の内容」を一部公開とした部分を取り消す。

2 審査請求の理由

(1) 令和5年4月20日付け審査請求書

公開決定の部分について内容が公になることでリニモッての有する競争上の利益が損なわれ、明らかに不利益となる。

すべての文書の基本的な考え方、方針、プログラム開発の背景、施設維持管理計画等、各構成企業で足りない部分を相互に補完しリニモッてが構成されており、公開されることにより、各社の不得意分野が明らかになり今後の競争上の利益が損なわれる。

主要業務実績一覧の入館者、運営形態、期間など公開には契約先の合意が必要となる。

(2) 令和5年5月17日付け審査請求書の記載内容について（回答）

「公開決定部分についての内容」は一部公開決定された部分全てになる。

非公開としたい趣旨は具体的な部分ではなく公開決定となった文書の書き方すべてにおいて、これまで多くの公募、施設運営をとおして経験した課題、反省をもとに、いかに審査者、指定管理者管理部署に訴求できるかを考えて創り出したものであり、今回は2社が共同し、各社の特性や特色を活かした内容とするため、仕様の範囲で最大の工夫が行われており、言わば申請書、計画、報告書作成のノウハウに該当するため、指定管理者2期目公募を控えるこの時期にその公開はリニモッてに不利益が生じる。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおよそ次のとおりである。

1 公文書公開の原則について

- (1) 条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的としており、条例第6条において、公文書は原則公開するものとしている。
- (2) 公の施設は高い公共性を有しており、最終的に市が説明責任を負うことから、情報開示の透明性が求められる。
- (3) リニモテラス公益施設指定管理者募集要項12頁「3 申請書類の取扱い」において、(5)公表「申請書類等は、情報公開の対象となるため、情報公開の規定に基づき開示する場合があります。」として募集時に事業者周知しており、審査請求人らは、申請書類のうち様式3-12「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」2具体的な取り組み(2)情報公開に関する考え方(要綱等)において、「個人情報保護を徹底する一方、市民の「知る権利」として情報公開は必要不可欠であると考えます。そのため当グループおよび本件提案書作成に協力した各社が有する著作権、

意匠権など権利関係にあるものや特定のノウハウ、弊社と協力事業者との関係から派生する提案内容を除き、一般的な事項については公開する方向で検討します。」と記載している。

2 条例第6条第3号ア該当性について

- (1) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第3号ア）とは、単に通常他人に知られたくない情報というだけでは足りず、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が具体的に損なわれることが客観的に認められる場合をいう。
- (2) 本件公文書のうち、人員配置、資金計画、事業計画等の事業体制等の情報は、施設目的を達成するために必要な独自のかつ指定管理業務における根幹的な内容が記載されており、これらの内容が他の者に模倣又は流用された場合に競争上その他の不利益となるおそれがあることから非公開とした。その他の部分の情報は、誰でも考えうるような一般的な内容が記載されるに留まっており、当該情報を公開しても競争上の地位その他正当な利益が具体的に損なわれることが客観的に認められないため、条例第6条第3号アに該当しないものとして公開した。

第5 審査会の判断

1 争点について

本件審査請求に係る情報（本件公文書記載の情報のうち、本件決定により公開された部分全て。以下「本件情報」という。）が、条例第6条第3号アに定める非公開事由である法人等事業活動情報に該当するか否か。

2 指定管理者に選定された事業者の情報公開について

(1) 指定管理者の情報公開について

指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項）の選定に係る情報は、公の施設の管理を行うことの公共性から、その選定の過程及び選定理由につき市民に説明責任を負い、また、条例第32条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき、実施機関は指定管理者の保有する公の施設の管理に係る情報の公開を推進するための

措置を講じなければならないことから、公開の要請が強い。このことは、審査請求人らも当然に認識しているものといえる。

(2) 指定の申請をした審査請求人らの情報公開に対する認識について

リニモテラス公益施設指定管理者募集要項 12 頁「3 申請書類の取扱い」において、(5) 公表「申請書類等は、情報公開の対象となるため、情報公開の規定に基づき開示する場合があります。」として募集時に事業者にも周知しているとおり、指定管理者の公募に応じて提出した応募者の申請書類については公表することが予定されている。とすると、共同事業者リニモッテの構成員である審査請求人らは、提出した申請書類が公文書として原則公開されることを前提に、リニモテラス公益施設の指定管理者として応募するために①リニモテラス公益施設提案書を提出したものである。

また、審査請求人らは、申請書類のうち様式 3-12「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」2 具体的な取り組み(2) 情報公開に関する考え方(要綱等)において、「個人情報保護を徹底する一方、市民の「知る権利」として情報公開は必要不可欠であると考えます。そのため当グループおよび本件提案書作成に協力した各社が有する著作権、意匠権など権利関係にあるものや特定のノウハウ、弊社と協力事業者との関係から派生する提案内容を除き、一般的な事項については公開する方向で検討します。」と記載している。すなわち、審査請求人らは、リニモテラス公益施設の指定管理者として情報公開に応じる必要があることを認識するとともに、適切にこれに応じることを自ら表明している。

3 条例第 6 条第 3 号アの趣旨について

(1) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(条例第 6 条第 3 号ア)は非公開とされている。

その趣旨は、法人等の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があるところから、公にすることにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開としたことにある。具体的には、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、経

理、人事等の内容で公にすることにより法人等の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

- (2) もっとも、条例第6条では、市が行う事業等の活動を説明する責務を全うし、市民参加による公正で開かれた市政を推進することの公益性に鑑み、公文書の公開を原則として義務付けている。

とすると、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第3号ア）とは、単に当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められることが必要であると解される（最判平成23年10月14日集民238号57頁）。

4 本件公文書についての検討

- (1) 本件公文書は、審査請求人らがリニモテラス公益施設の指定管理者として選定を受けるに当たり、また、選定後に運営を行う過程で市に提出された書類であり、リニモッテにおけるリニモテラス公益施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であって、本件情報が法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。
- (2) 次に、本件情報を公開すると、審査請求人らに明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

条例第32条第2項において準用する同条第1項が、実施機関は指定管理者の保有する公の施設の管理に係る情報の公開を推進するための措置を講じなければならないと規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理について説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。したがって、公の施設の管理に関する情報について、これを公にすることによる法人等の正当な利益を害するおそれの有無を判断するに当たっては、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と、公開することによる公益との比較考量が求められる。

- (3) 本件情報を公開することによる公益について

上記(2)で述べたとおり、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有することや、それに伴い、市が指定管理者の施設の管理についても市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

(4) 本件情報を公にする場合に生じる事業活動の不利益について

ア 本件公文書全般について

リニモテラス公益施設の指定管理者は民間企業等による共同事業体であるため、本件情報については、一定の企業ノウハウに当たる情報が含まれる可能性はある。しかしながら、審査請求人らからは、公開によりいかなる損害を受けるかについて具体的に主張・立証されておらず、審査請求人らに生じる不利益については、「本件公文書の基本的な考え方、方針、プログラム開発の背景、施設維持管理計画等、各構成企業で足りない部分を相互に補完しリニモッテが構成されており、公開されることにより、各社の不得意分野が明らかになり今後の競争上の利益が損なわれる。」という抽象的な主張に留まっている。

そのため、実施機関は、令和5年4月28日付け5長行第87号文書にて、審査請求人らに対し、非公開とすべきと主張する部分について質問をしたが、同年5月17日にあった審査請求人らからの回答は、会社名、所在地を除き一部公開決定とされた部分全てというものであり、審査請求人らに生じる不利益については、「非公開としたい趣旨は具体的な部分ではなく公開決定となった文書の書き方すべてにおいて、これまで多くの公募、施設運営をとおして経験した課題、反省をもとに、いかに審査者、指定管理者監督部署に訴求できるかを考えて創り出したものであり、今回は2社が共同し、各社の特性や特色を活かした内容とするため、仕様の範囲で最大限の工夫が行われており、言わば申請書、計画、報告書作成のノウハウに該当するため、指定管理者2期目公募を控えるこの時期にその公開は当グループに不利益をもたらすと考えます」とされるのみで、依然として、具体的な不利益の特定や立証はなされなかった。

これを前提に当審査会においても、本件公文書の内容を確認したが、

一部公開部分によっても審査請求人らの不得意分野は明らかでなく、また、審査請求人らの主張する「ノウハウ」に該当するといえる部分は認められなかった。

イ ①リニモテラス公益施設提案書について

本件公文書のうち、①リニモテラス公益施設提案書については、令和4年5月9日、これを含む公文書に対する情報公開請求がなされ、実施機関は、公文書一部公開決定を行った。同決定における、①リニモテラス公益施設提案書の一部公開部分は、本決定におけるそれと同様であった。

これに対し、審査請求人らより不服審査請求が行われた。同審査請求においては、審査請求人らが主張する不服の対象となる情報は、①リニモテラス公益施設提案書の一部公開部分全てではなく、「[redacted]株式会社ならびに株式会社[redacted]の貸借対照表および主要業務実績一覧」であるとされた。

上記審査請求に対し、当審査会は、「実施機関が、本件審査請求の対象となる公文書を公開することとした決定は、妥当である。」とする答申を行った（4長行（情審）第1号）。その後、令和4年8月24日付け裁決に基づき、既に情報公開請求者に情報公開された。これに対し、審査請求人らに不服があれば訴訟提起する方法があるが、本日までに訴訟提起はされていない。

そうすると、①リニモテラス公益施設提案書が公開されたことに対し、少なくとも、現在までに、審査請求人らに具体的な不利益が生じているとは考えられない。

ウ 以上のとおり、審査請求人らより、本件情報が公開されることによって、審査請求人らに対して如何なる不利益が生じるか明らかにされておらず、当審査会の調査によっても、本件情報を公開することによる公益より、公開することによって生じる事業活動上の不利益が優越すると判断すべき事情は認められない。

以上のことを総合的に判断すると、本件情報が開示されることによって当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋

然性が客観的に認められる場合であるとは認められない。

5 結論

よって、本件情報は、いずれも条例第6条第3号アに定める非公開事由である法人等事業活動情報に該当しないので、実施機関が行った、審査請求の対象となる公文書を一部公開決定とした決定は妥当である。

6 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁の公文書公開請求に係る文書の非公開の判断について、以下において、補足的に意見を述べる。

本件審査請求では、実施機関が非公開とした部分については、審査請求の趣旨に含まれず、判断の対象とはなっていない。

しかしながら、実施機関が非公開としたものの中には、本来は公開すべきであったと判断される部分が散見される。

そもそも、条例第6条により公文書は原則公開すべきことが明確に定められているのは、市が行う事業等の活動を説明する責務を全うし、市民参加による公正で開かれた市政を推進することの公益性に鑑みたものである。一方、非公開とすべき情報は、同条第1号から第6号まで限定列挙されているとおり、非公開とされる情報とされるのは、例外的な場合にすぎない。特に、指定管理者については、民間企業としての性質が認められるものの、尚、公の施設の管理者として情報公開に応じるべき要請が強く、同条第3号アの要件については厳格に判断されるべきである。

それにもかかわらず、実施機関が本件公文書について非公開と判断した部分には、法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第3号ア）を広く捉えすぎていると判断せざるを得ないものが散見される。

実施機関においては、今後は公文書公開の原則に立ち返り、非公開とすべき情報を精査して判断するように留意されたい。

第6 答申に関与した委員の氏名

安田昂央委員、戸田正彦委員、神下美輝子委員、
菅沼綾子委員、吉田真砂委員

第 7 調査審議の経過

- 1 令和 5 年 5 月 3 1 日 諮問
- 2 令和 5 年 7 月 1 4 日 口頭説明・審議
- 3 令和 5 年 8 月 7 日 審議・答申